

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）
書道部門用長机賃貸借に関する仕様書

1 借入物品

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）書道部門用長机

2 業務内容

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）書道部門の開催にあたり、交流会で必要となる長机の借入れを行うとともに、保守管理を行う。

3 搬入場所

坂出市立体育館

〒762-0002 坂出市入船町 2-1-59 TEL 0877-45-6670

4 搬入出日時

（1） 搬入日時 令和 7 年 7 月 24 日（木） 午前 9 時 30 分

（2） 搬出日時 令和 7 年 7 月 30 日（水） 午後 1 時

※搬入及び搬出時間の詳細については、落札決定後に打合せを行う。

5 借入物品の仕様及び数量

長机 会議用テーブル（W1800×D600×H700） 120 台

6 借入期間中の保守管理について

（1） 借入物品について、借入期間中に故障等のトラブルが発生した場合には、受注者において直ちに対応するものとする。

（2） 借入期間中は、午前 9 時から午後 5 時まで発注者が受注者に連絡を取れる態勢を整え、るとともに、大会の運営に支障がある場合には代用品を用意するなど迅速な対応が取れるよう準備するものとする。

7 その他

（1） 搬入及び搬出の際は、部門担当者及び実行委員会事務局担当者の指示に従うものとし、会場床面等に傷をつけないよう十分配慮するものとする。

（2） 搬入搬出その他本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。

（3） この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上、決定するものとする。

8 損害賠償責任

（1） 本業務の処理に関し、受注者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

（2） 自然災害及び感染症の流行等により、大会中止または大会計画が変更となった場合は、発注者より業務の中止等を通知する。この場合において、受注者に生じた損害について、発注者は賠償の責を負わない。

9 守秘義務

- (1) 本業務に関し、受注者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た実行委員会及び事業者等の秘密を保持しなければならない。

10 問合せ先

- (1) 契約手続きに関すること

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局

(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

〒760-8582 香川県高松市天神前 6 番 1 号

TEL 087-832-3725 FAX 087-831-1912

E-mail kagawa-soubunsai2025@pref.kagawa.lg.jp

- (2) 業務内容に関すること

第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会書道部門代表委員 山下俊文

(香川県立高松東高等学校内)

〒761-0322 香川県高松市前田東町 690-1

TEL 087-847-6221 FAX 087-847-6223